

公募型プロポーザル方式による企画提案書の募集を行うので、下記のとおり公告する。

令和3年4月16日

室蘭市長 青山剛



1 概要

(1) 名称

祝津公園サッカー場整備運営事業

(2) 内容

祝津公園サッカー場整備運営事業要求水準書のとおり

(3) 履行期間

設計・建設期間 契約締結の日から令和5年2月

本施設引き渡し 令和5年3月

運営管理期間 令和5年4月から令和20年3月（15年間）

2 担当部局

担当 当: 室蘭市教育委員会 教育部生涯学習課（スポーツ）

住所 所: 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号（室蘭市役所本庁舎3階）

電話 話: 0143-22-1112

FAX: 0143-22-6602

e-mail: syougaigakusyuu@city.muroran.lg.jp

3 参加資格

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の事業者等で構成されるグループとする。また、応募者は、応募手続きを代表して行う事業者（以下、「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(1) 特別目的会社の設立について

応募者を構成する事業者の一部は、基本協定の締結後に会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本施設の維持管理業務及び運営業務を目的とする特別目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。）を設立することができる。なお、【ＳＰＣを設立する場合】もしくは【ＳＰＣを設立しない場合】における応募者は、以下の事業者によって構成される。

【ＳＰＣを設立する場合】

用語	定義
代表事業者	応募者のうち、応募手続を行う事業者で、ＳＰＣに出資する事業者。
構成事業者	応募者のうち、代表事業者以外の事業者で、ＳＰＣに出資する事業者。

協力事業者	応募者のうち、ＳＰＣに出資せず、ＳＰＣから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者。
-------	---

ただし、ＳＰＣを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 代表事業者及び構成事業者である株主は、合わせてＳＰＣの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、代表事業者及び構成事業者以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大となならないこと。

イ ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ 【ＳＰＣを設立しない場合】

用語	定義
代表事業者	応募者のうち、応募手続を行う事業者。
構成事業者	応募者のうち、代表事業者以外の事業者。
協力事業者	－ (想定されない。)

ただし、ＳＰＣを設立しない場合は、以下の点に留意すること。

ア 施設整備契約及び管理運営業務について、複数の事業者で業務を実施する場合は、共同企業体を結成することとし、3(3)に規定する参加資格要件を満たすこと。この場合は、あらかじめ、組織、役割等を記載した共同企業体結成の協定書及び共同企業体の代表事業者への委任状を、企画提案書とともに提出すること。共同企業体の存続期間は、契約期間とする。

イ 代表事業者及び構成事業者の役割分担が明確になっていること。

ウ 代表事業者及び構成事業者が分担業務に関して市及び第三者に与えた損害は当該構成事業者がこれを負担すること。

(2) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる事業者で構成するものとし、そのうち1者を本事業の代表事業者とすること。なお、各構成事業者は市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。

- a. 設計事業者（1者）
- b. 建設事業者（4者以上ほか、協力事業者含む）
- c. 運営管理事業者（1者）

イ 応募者は、応募にあたり、代表事業者、構成事業者及び協力事業者を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施する

ことや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。また、運営管理業務については、複数の事業者の共同体により 1 者として応募することも可能とし、共同体の規約等が定まっている者に限る。

ウ 応募者の変更は原則として認めない。構成事業者等を変更する場合には、応募を辞退し、期限内に再応募することとする。

エ 応募者は、他の応募者の代表事業者、構成事業者及び協力事業者になることはできない。

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く。）
- c. 募集要項等の公表から優先交渉権者選定までの間に、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- d. 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがない者。（指定管理者の責によらない取り消しを除く。）
- e. 応募者を構成する事業者の代表事業者は、指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しない者
- f. 国、北海道、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
- g. 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年条例第 39 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- h. 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同企業体の代表事業者又は構成事業者である場合を除く。）。

（1）資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民

事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（1）又は（2）と同視しうる特定関係があると認められる場合

イ 設計業務を行う事業者は、以下の要件を満たしていること。

- a. 北海道内を本店及び支店、営業所の所在地として営業している者
- b. 2019年～2022年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に設計委託等－「土木設計」及び「建築設計」で登録がある者
- c. 過去10年間に、次に掲げる同種工事の設計実績がある者。
 - ・ 同等規模以上の屋外人工芝サッカーピッチもしくは人工芝敷設を伴う屋外類似施設（テニスコート、野球場等）の工事
- d. 土木設計に関し、技術士（総合技術管理部門（建設一都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。
- e. 建築設計に関し、次の（ア）から（ウ）の技術者を配置できる者
 - （ア）一級建築士の資格を有する管理技術者を専任で配置できること。
 - （イ）一級建築士の資格を有する建築主任技術者を配置できること。ただし、管理技術者は建築主任技術者を兼ねることはできないものとする。
 - （ウ）一級建築士又は、建築設備士の資格を有する電気主任技術者と機械主任技術者を配置できること。ただし、電気主任技術者、機械主任技術者、建築主任技術者は兼ねる事ができるものとし、管理技術者は各主任技術者を兼ねることはできないものとする。
 - （エ）（ウ）の技術者が在籍していない場合は、協力事業者の技術者を配置することができる。

ウ 建設業務を行う事業者及び構成は、以下の要件を満たしていること。

- a. 室蘭市内に本店を有している者。
- b. 建設業務の代表事業者は、2019年～2022年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「一般土木工事」及び「建築工事」で等級格付けが「A」ランクで登録がある者で、代表事業者を含む構成事業者数は、4者以上とする。ただし、「B」ランクの構成事業者数は、総構成事業者数の2／3を超えないこと。
- c. 建設業務の代表事業者は、一般土木工事に関し、建設業法第17条に規定する特定建設業者の資格を有する「A」ランクの者とし、過去10年間に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工の場合は代表事業者としての施工に限る。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の経験（共同企業体による施工の場合は代表事業者としての経験に限る。）を有する監理技術者を配置できる者。
 - ・公共工事の3,000m²以上の敷地造成工事、外構整備工事またはこれらに類する工事
- d. 建設業務の代表事業者は、建築工事に関し、建設業法第17条に規定する特定建設業者の資格を有する「A」ランクの者とし、過去10年間に、元請として次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有し、かつ、元請として次に掲げる工事内容の経験（共同企業体の経験を含む。）を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者。
 - ・公共工事の建築工事
- e. 建設業務の代表事業者は、現場代理人（主任技術者又は監理技術者と兼務可）を工事現場に専任で配置できる者。
- f. 建設業務の代表事業者を除く構成事業者は、2019年～2022年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「一般土木工事」で等級格付けが「A」ランクまたは「B」ランクで登録がある者で、主任技術者を配置できる者。
- g. 建設業法第26条に規定する許可業種に係る主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置できる者（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）。ただし、出資金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に満たない構成事業者があるときは、当該構成事業者は、他の構成事業者のいずれかが主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合に限り、主任技術者を兼任で配置することができる。なお、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、特定建設業者たる代表事業者が監理技術者を配置し、その他の構成事業者は主任技術者を配置すること。
- h. サッカーコートの路盤、舗装（人工芝敷設含む）等を施工する者は、次に掲げる工事内容の施工実績（共同企業体による施工を含む。）を有する者。ただし、構成事業者

に実績がない場合は、協力事業者の実績も可とする。

- ・日本国内において、同等規模以上の屋外人工芝サッカーピッチ 10面以上の施工実績、かつ北海道内において、同等規模以上の屋外人工芝サッカーピッチ 1面以上の施工実績。

(同一製品と認められるものであれば、芝丈の長短またはアンダーパットの有無にかかわらず実績とすることができます。)

- i. サッカーコートの路盤、舗装（人工芝敷設含む）等を施工する者は、次に掲げる工事内容の経験（共同企業体による施工の経験を含む。）を有する主任担当技術者を配置できる者。ただし、当該技術者が在籍していない場合は、協力事業者の技術者を配置することができる。

- ・同等規模以上の屋外人工芝サッカーピッチもしくは人工芝敷設を伴う屋外類似施設（テニスコート、野球場等）の工事

- j. サッカーコートの路盤、舗装（人工芝敷設含む）等を施工する者は、次に掲げる施工実績を有するロングパイル人工芝を敷設すること。
 - ・北海道内において、同一製品による同等規模以上の屋外人工芝サッカーピッチ 1面以上（JFA公認の有無は問わない）の敷設実績を有するもの。

(同一製品と認められるものであれば、芝丈の長短またはアンダーパットの有無にかかわらず実績とすることができます。)

エ 管理運営業務を行う事業者は、以下の要件を満たしていること。

- a. 団体である者。（法人格の有無は問わない。）
- b. 団体として公共施設又は民間スポーツ施設の運営管理の実績があること、もしくは相当の実務経験を有する職員を配置することができる者。
- c. 運営管理業務を行うにあたって必要な要件や体制を整備することができる者。（詳細は、要求水準書で示す。）

4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和3年6月11日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：「2 担当部局」まで
- (3) 提出様式：様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）
- (4) 提出部数：1部
- (5) 提出方法：電子メールにて提出
- (6) 参加資格の確認：提出された書類を基に「2 参加資格要件」を満たしていることを確認した場合、参加資格確認通知を交付する。なお、「2 参加資格要件」を満たしていないことが確認された場合は、失格とする。

5 募集要領等の配布

(1) 募集要領等の配布：令和3年6月11日（金）午後5時まで

※募集要領のほか、業務仕様書、要求水準書、様式集等を総称して「募集要領等」という。

(2) 配付方法：室蘭市公式ホームページからのダウンロードによる

6 募集要領等についての質問の受付及び回答

(1) 受付期限：第1回目 令和3年4月30日（金）午後5時まで

第2回目 令和3年5月 1日（土）～5月24日（月）午後5時まで

(2) 受付場所：「2 担当部局」まで

(3) 提出方法：指定様式に記載の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 回答方法：受理後、第1回目は令和3年5月17日（月）、第2回目は5月31日（月）に提出者へ電子メール又はFAXで回答するとともに、室蘭市公式ホームページに当該内容を公表する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和3年6月30日（水）午後5時まで

(2) 提出場所：「2 担当部局」まで

(3) 提出様式：様式集のとおり（必要に応じ資料を添付すること。）

(4) 提出部数：9部（正本1部、副本8部） ※部単位に左上クリップ留めとする。

(5) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）

8 説明会

(1) 開催日時：令和3年4月23日（金）午後3時から

(2) 開催場所：祝津公園サッカー場（室蘭市祝津町3丁目3番地）

9 その他

①選定方法については、募集要領に定める。選定結果の通知は参加者全員に通知する。

②企画提案書の募集に係る詳細事項は、募集要領を参照すること。